大 河 原 町 長 齋 清志 殿 大河原町議会議長 丸山 勝利 殿 大河原町教育委員会教育長 鈴木 洋 殿

> 大河原町監査委員 永井 昌利 大河原町監査委員 佐久間 克明

# 財政援助団体等監査の結果について (報告)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、 同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

## 1. 監查対象

(1) 財政援助団体監査

令和6年度に支出された財政援助団体等への助成金

1	企業立地促進奨励金	5,030,800円
2	コミュニティ補助金	2,500,000 円
3	生活センター維持費補助金	1,341,428円
4	木造住宅耐震改修工事助成事業補助金	1,100,000円
(5)	集団資源回収奨励金	723, 230 円
6	危険ブロック塀等除却事業補助金	672,000 円
7	子ども食堂開設運営費補助金	402,000 円
8	特殊詐欺対策電話装置等購入費補助金	50,500円
9	地域学校協働活動事業推進補助金	20,000円

### (2)公の施設の管理受託者(指定管理者)監査

令和6年度の指定管理者への委託施設

- ① 大河原町福祉作業所さくら
- ② 大河原町駅前コミュニティセンター及び大河原駅前立体駐車場
- ③ 大河原町総合体育館等スポーツ施設

#### 2. 監査実施日

令和7年6月17日(火)·18日(水)

# 3. 監査主眼

監査基準に基づいて、財政援助を与えている団体(抽出)及び公の施設の管理受託者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

### 4. 監査結果及び意見

財政援助団体監査は令和6年度において、公益上必要があると認め支出した補助金のうちから9件を抽出し監査を行い、いずれもその目的に沿って効果的に使用されていることが認められ、結果は概ね良好であった。

また、公の施設の管理受託についても、協定書の締結に係る事務並びに施設の管理運営、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行については概ね適正に処理されているものと認められた。

企業立地促進奨励金の現場状況調査については、何れも契約どおり遂行されたものと思料され、概ね良好であった。

なお、集団資源回収奨励金の算出単価は、15年前に設定されており、見 直しの必要があるか検討することを申し伝えた。